

【課題10】タブレット端末の配布（ペーパーレス化）について

効果的で効率的な議会運営の実施を図るための具体的な検討項目の一つとして、議員へのタブレット端末等の配布（開会通知、議案、委員会資料等のペーパーレス化）について検討した。

地方議会におけるタブレット端末の活用実態について専門業者から説明を聴取したほか、主に以下の議論を行ったが、今期中に結論を得るに至らなかった。

論点1 使い方

主な意見

（通知等の配信、資料等の電子化についての意見）

- ・ 各議員への通知のための活用は、確実に伝わるというメリットがある。
- ・ 過去の資料を全て紙ベースで持ち歩くことは物理的に限界がある。
なお、タブレット端末の配布とは別に、現行の委員会資料等の電子データでの提供については、現在電子データ化されていない資料（別紙「委員会資料等のペーパーレス化について」参照）について区側に実施を求めるとの結論をまとめ、議長に報告した。

（区側との連動についての意見）

- ・ 資料等の電子化については、区側が対応してくれなければどうにもならない。
- ・ 区側と同時にスタートするのがいいのだろうが、議会側が単独でスタートする場合もあり得る。

（会議規則等の改正についての意見）

- ・ 公印や署名等もある公文書を扱うので、特に会議規則等の改正、使用基準等の決定については、少し時間をかけて検討することが必要かと思う。

（利用場所）

- ・ タブレット端末を議会でしか使えないとなると、持っている意味がほとんどなくなる。管外行政調査等に行って現場を見て写真を撮ったり、災害の状況とかを見に行き行って写真を撮ったりすることも当然出てくると思う。議会外でも使えるし、個人的にも使えるようにすべきである。

論点2 セキュリティ対策

主な意見

- ・ タブレット端末を配布することを前提に検討することになると思うが、セキュリティや情報管理など、いろいろと難しい問題もある。

- ・ 通信機能によって情報が流出してしまったりするという問題がある。

論点3 コスト等の検討

主な意見

- ・ どのぐらいの予算が必要か、通信費も含めて検討した方がいい。
- ・ どういうことが可能で、どういうところにリスクがあるのか、コスト面も含めて資料を出して検討することが必要である。

論点4 撮影・録音・発信の取扱い

主な意見

- ・ 映像の撮影は禁止すべきである。議会としての映像配信は、議会活動を区民に知ってもらうことであるから、タブレット端末の活用とは違う。
- ・ タブレット端末は録音もできる。そうすると、議事録との関係で、委員会の場ですぐに、言った、言わないの確認をすることもできる。そのようなことも視野に入れて検討すべきである。
- ・ タブレット端末による発信は、別の話として整理をする必要があるのかと思う。これについては今まで、紙媒体による発信でもいろいろ課題があったので、どちらかという議員の倫理のようなところにかかわる話としてきちんと整理をしていくべきものである。

委員会資料等のペーパーレス化について

1 委員会資料等の電子データ化の状況

【常任委員会】

資料の種類	紙データ配布日	既に電子データにより配布している資料	ホームページへの掲載
議案関係資料（概要、新旧対照表等）	委員会7日前	紙データ配布から概ね3日後、希望する会派にメールにより送付	議会上程後
報告事項関係資料			

【特別委員会】

委員会資料	委員会7日前	紙データ配布から概ね3日後、希望する会派にメールにより送付	
-------	--------	-------------------------------	--

【予算特別委員会】

要求資料	正副委員長互選日		
予算書【議案】	議運（初回）終了後	（26年度予算から対応） 議案配布後、理事者からPDFデータが届き次第、希望する会派にCD-ROMにより配布	議会上程後（議案部分のみ）
予算書事業概要	第2日目（款別審査）の7日前		

【決算特別委員会】

要求資料	第1日目の7日前まで		
決算書【議案】	議運（最終）終了後		議会上程後（議案部分のみ）
執行実績報告書			
財務諸表 / 事業別コスト計算書等	第1日目の7日前		作成後掲載（区HP）

【本会議】

議案	議運終了後		議会上程後
----	-------	--	-------

2 区ホームページに掲載されている主な資料・計画等

・行政基礎資料集 / 基本構想 / 基本計画 / 実施計画 / 公共施設マネジメント実行計画等

3 ペーパーレス化に向けた課題

- ・理事者側の対応（電子データ化の可否、実施時期等）
- ・紙データの扱い（電子データ化により紙データを廃止できる資料の有無等）
- ・各会派への提供時期、方法等（理事者側の作業時間、統一的な電子データ提供方法等）